施設申込の流れ

2つの申込方法について

予約には2つの申込方法があります。いずれかの方法でお申し込みください。

申込受付期間や申込方法の詳細は以降のページをご確認ください。

■ 抽選申込

毎月5日に1か月分の利用希望を受け付ける抽選を実施します。抽選の参加には事前の申し込みが必要です。※詳細は次ページ参照

■ 先着申込

抽選申込の実施後、インターネット、FAX、窓口にて先着順で利用申し込みを受け付けます。

利用時間区分・連続利用について

■ 利用時間区分

全日	9:00~22:00	※ 利用時間には、搬出入・準備片付け・原状回復の確認の時間 も含まれます。
午前	9:00~12:00	もさまれます。 ※ ご利用時間を超えての施設利用はできません。
午後	13:00~17:00	※ 利用時間区分を連続して利用する場合、区分間の時間は続けてご利用いただけます。
夜間	18:00~22:00	※ ギャラリーは全日利用のみです。

^{※ 8:00~9:00、22:00~23:00} のみ、準備・撤去目的の時間外延長が可能です。時間外延長を希望する場合は申込時 に実施内容を施設担当者へ相談のうえ許可を得てください。

■ 連続利用期間

同一の内容・利用者で申し込む場合1回の申し込みで連続して予約できる期間は下記のとおりです。

連続 14 日間まで	ギャラリー
連続7日間まで	グランドホール、マルチホール、アートスペース、ルーム 1~5、 スタジオ 1~3、アトリエ 1・2、和室、ピアノルーム、託児室(公演の連続利 用に伴う場合)、エントランス等のスペース、屋外スペース
1 日間のみ	託児室(単独利用の場合)

[※] 既定の利用時間・連続利用日数を越えた利用をご希望の場合は、施設担当者へ別途ご相談ください。

利用可能日の公開

申込受付開始月の1カ月前から施設の利用可能日を公開いたします。利用可能日は苫小牧市民文化ホールのホームページ、窓口または電話にてご確認ください。※電話でのお申し込みはできません。

利用申込 受付期間

施設によって受付開始時期が異なります。受付開始時期の異なる施設を同じ催物で同時に利用する場合は、<u>受付開始時期の早い施設と同時期に受付が可能</u>です。既定の申込期限を過ぎてから利用の希望を申し出た場合は、協議のうえ了承を得たときのみ許可いたします。

※申込開始日が休館日の場合は翌営業日に実施します。(休館日:12/29~1/3、その他法定点検等市長が認める場合)

【受付期間】

	利用開始』 13か月前	月の	6 a	月前	it			\	3	か月	前			27	か月前	1か月	前	
グランドホール マルチホール		5日 6日	<u> </u>											利用日	目の1カ月前			
ギャラリー	拙選中心	抽選 先着申込	7											1				
アートスペース			18			5日		<							利用日の	02週間前		
) PAN A			抽	選申	込	抽選	先着申込	. (T.1
その他活動諸室			>					7	1	B	3日	5日	6日			利用日	の前日	利用日
ての他占動語主			1					(-	抽選申	Þ込	抽選	先着申込					Ц
			7					ζ	1	B	3日	5日	6日			1週間	前	
ホール練習利用			1					(抽選申	Þ 込	抽選	先着申込	<u>.</u>				
エントランス・			\					\$	-				6日			1週間	前	
屋外等のスペース								(先着申込					

※先着申込の終了時刻は終了日の17時です。

グランドホール・マルチホール (本番あり)

抽選	開始	利用開始月の13か月前の月の1日	終了	利用開始月の13か月前の月の3日
先着	開始	抽選日の翌日(6日)	終了	利用日の1か月前まで

ギャラリー

抽選	開始	利用開始月の13か月前の月の1日	終了	利用開始月の13か月前の月の3日
先着	開始	抽選日の翌日(6日)	終了	利用日の2週間前まで

アートスペース

抽選	開始	利用開始月の6か月前の月の1日	終了	利用開始月の6か月前の月の3日
先着	開始	抽選日の翌日(6日)	終了	利用日の1週間前まで

その他活動諸室、ホールの練習利用

抽選	開始	利用開始月の3か月前の月の1日	終了	利用開始月の3か月前の月の3日
先着	開始	抽選日の翌日(6日)	終了	活動諸室:利用日の前日まで ホール練習利用:利用日の1週間 前まで

活動諸室の対象:ルーム1~5、スタジオ1~3、アトリエ1・2、和室、ピアノルーム、託児室

練習利用の対象:グランドホール、マルチホール

エントランス・屋外等のスペース

申込	開始	利用開始月の3か月前の月の6日	終了	利用日の1週間前まで	l
----	----	-----------------	----	------------	---

- ※ 施設予約システムからはお申し込みいただけません
- ※ 利用希望の場合は別途ご相談ください
- ※ 利用内容がすでに予約が入っているホール・ギャラリー・活動諸室の利用に影響があると判断される場合は、申 込可能な日に制限がございますので予めご了承ください

抽選申込の手順(有料貸出施設)

■ 申込方法

発行

インターネット、FAX、窓口にてお申し込みができます。

※ 利用を前提とした予約のみ受け付けます。仮押さえはできませんので予めご了承ください。

インターネット FAX 抽選申込 【申込期間】申込開始月の1日~3日 苫小牧市民文化ホール 抽選申込書に記入し web サイト内の 抽選申込書に記入し提出 FAX で送付 抽選申込フォームに入力 【抽選日】申込開始月の5日 抽選実施 ※ ホール職員が抽選を実施いたしますので来館の必要はありません。 ※ 抽選実施日が休館日の場合、その翌営業日に実施します。 抽選実施 当落を決定します 【通 知 方 法】メールアドレスがある場合…メール メールアドレスがない場合…電話 にて当落通知をします 通知方法は申込時に選択いただきます 当落通知 【落選した場合】抽選日翌日より同月内の空き日のご予約を受け付けます 申込方法は先着申込と同じです 請求書発行 **申込時に指定いただいた方法で請求書を発行します**※原則システムマイページに表示 【支払期限】請求書発行日から1か月以内 【支払方法】キャッシュレス決済、銀行振込、現金払い のいずれか 利用料支払 支払方法は支払時に選択いただきます ※ 必ず期限内にお支払いください。お支払いが確認できない場合は申し込みを取消とさせていただく場合が ございます。 使用許可書 入金確認後「施設予約システム」のマイページで使用許可書を発行します

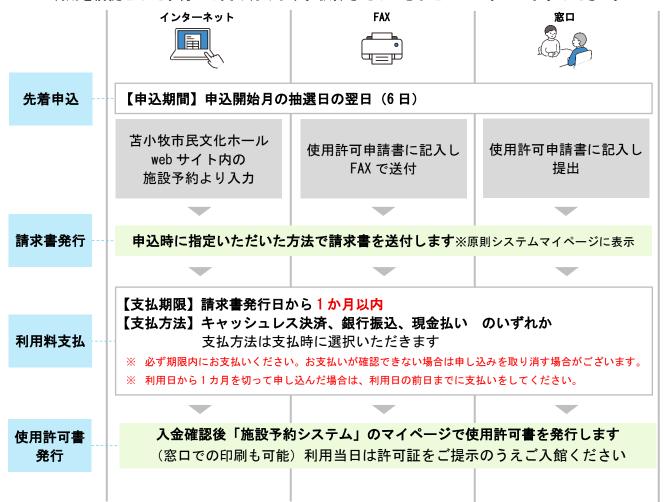
(窓口での印刷も可能) 利用当日は許可証をご提示のうえご入館ください

先着申込の手順(有料貸出施設)

■ 申込方法

インターネット、FAX、窓口にてお申し込みができます。

※ 利用を前提とした予約のみ受け付けます。仮押さえはできませんので予めご了承ください。



利用変更手続き

予約確定の連絡後に利用を変更する場合は、電話・メール等ですみやかにご連絡ください。 催物内容が同一の場合のみ、使用許可変更・取消届を提出いただいたのち利用変更の手続きを行いま す。変更により利用料金が増額する場合は追加料金をお支払いいただきますが、減額する場合は差額の 返金を行いませんので予めご了承ください。

■ 手続きが必要な内容

▶利用時間・日程の変更、使用料金の変更に影響する入場料金の変更 など

■ 変更申請期限

グランドホール・マルチホール・ギャラリー	6 カ月前まで変更可能
アートスペース	3カ月前まで変更可能
その他活動諸室、エントランス・屋外等のスペース	14 日前まで変更可能

[※]変更は1回のみ可能です。

利用取消手続き

予約確定の連絡後に利用をキャンセルする場合は、電話・FAX・メール・窓口ですみやかにお手続きください。使用許可変更・取消届提出いただいたのち利用取消しの手続きを行います。還付割合は以下のとおりです。

■ グランドホール・マルチホール・ギャラリー

利用開始日の6カ月前の前日まで	利用料金の 100%相当額を返金
利用開始日の6カ月前~2カ月前の前日まで	利用料金の 50%相当額を返金
利用開始日の2カ月前以降	利用料金の返金不可

■ アートスペース

利用開始日の3カ月前の前日まで	利用料金の 100%相当額を返金
利用開始日の3カ月前~1カ月前の前日まで	利用料金の 50%相当額を返金
利用開始日の1カ月前以降	利用料金の返金不可

■ その他活動諸室、エントランス・屋外等のスペース

利用開始日の1カ月前の前日まで	利用料金の 100%相当額を返金
利用開始日の1カ月前~	利用料金の 50%相当額を返金
利用開始日の 14 日前まで	作品が1000001011日報で返並
利用開始日の 14 日前以降	利用料金の返金不可

[※] ただし、使用者がその責めに帰することのできない理由により市民文化ホールを使用できなくなった場合、その他相当と市長が認める場合は、使用料の全部を還付いたします。

利用の許可

■ 使用許可書の発行

使用目的及び内容が適当と認められるときは「使用許可書」をお渡しします。

再発行はできませんので大切に保管して利用日にお持ちください。

また、使用許可書の交付を受けるまでは、広告・宣伝およびチケットの販売を行わないでください。

■ 使用承認できない場合

- 1 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- 2 建物、附属施設又は備付物品等を破損、汚損又は滅失するおそれがあるとき。
- 3 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第8条の規定に該当するとき。
- 4 利用に関連し、利用申込者と下請負人との契約等関連する契約の相手方又は代理若しくは媒介する者が反社会勢力であることが判明し、当該関連契約の解除その他必要な措置を求めても、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 5 その他、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 6 施設等の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- 7 その他施設の運営上適当と認められないとき。